

命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO.8 1998.5.15
連絡先. 茨城県民主医療機関連合
会 (029-228-0600)

赤塚設備工業が共有林所有者に 2000万円の支払いを約束?

赤塚設備工業は、**2000万円の支払い**を処分場に隣接する**共有林所有者**に約束して、処分場の建設関係書類に署名を強くもとめています。

業者の代理として菊池某は、お土産をもって各戸を訪問しています。

しかし、共有者のうち相当数の人たちは、署名の義務はないと、強く反発しています。

この人たちは、田野川下流の成沢町・田野町の人たちの、水田耕作の安全を全く無視して、多額の金銭をうけとて、建設関係書類に署名することに、強く反対しています。

水道水や井戸水の汚染についても、強く心配しています。

産廃処分場の建設によって、将来にわたって、有害物質が田野川に流出して深刻な被害がおこることを心配しています。

同じ水戸市民として、2000万円の大金をうけとることはやめてください。

同じ水戸市民として、産廃処分場の建設に協力しないでください。

共有林所有者の皆さん、処分場建設に協力する署名はやめてください。

皆さんには、署名しなければならない、法律上の義務はないのです。

弁護士さんたちも、そういうています。

少なくとも、処分場建設が安全であるということがあきらかになり、成沢町・田野町の水田耕作者が了解するまで、一時署名を見合させて下さい。

全隈町の皆さんのご支援をお願いいたします。

やるせない！！

赤塚設備がインチキ書類を県に 提出して産廃処分場建設を推進

全隈町の前区長さんもこれに協力？

赤塚設備工業は、平成7年5月15日付で「廃棄物処理施設の設置（変更）に係る地元住民等の関係状況調査」を県知事に提出し、これが事業推進の重要なよりどころになりました。（次頁参照）。

「周辺住民との調整」という項目では、全隈町3区の全員が処分場に同意したことになっています。3区には約50世帯の住民が住んでおり、処分場の建設に反対して同意の署名をしていない世帯が、5世帯以上あります。また同意した42世帯の中に、2区の住民が1世帯入っていました。大変不正確な同意書です。

「隣接する土地所有者との調整」でも、隣接共有林の所有者は、管理者以外は処分場建設同意の署名をしていないとのことです。

さらに重大なことは、「放水路等管理者との調整」という欄に、前区長の大津政義氏は水路管理者として誰にも相談せず、処分場からの汚水放流に、同意を与えています。処分場から放出される汚水が、深刻な被害をもたらすことは、今日誰もが知っていますが、この汚水放流を、大津政義氏が独断で業者に与えてしまいました。被害を受ける下流の水田耕作者は、誰一人このことを知らされていなかったとのことです。汚水の放流によって直接被害をうける、下流の成沢町・田野町では、最近水田耕作者が中心になって、処分場からの汚水放流に反対決議をおこない、署名簿を裁判長に提出いたしました。

「その他の調整」という欄を見ますと、大津政義氏は全隈町の地区代表として、独断で業者に建設同意を与えています。このことも町内の住民には、全く内緒に一人で同意しています。これも、最近全隈町の住民の間で、問題となっています。

このように不備な「状況調査」が、水戸市長の確認を受けて、県知事に送られました。県でも、この書類をそのまま受け取っています。私たちは、平成7年5月段階における水戸市長や県知事の事務処理に、強い疑問をもちます。

【注】3頁の資料は本年3月13日県の文書公開条例によって、私たちが開示を受けた資料です、本年2月県担当課が私たちに示した同じ資料は、プライバシーをまもることを口実に、要所がすべてすみで塗りつぶされました。平成10年になっても、私たちが県条例によって強く求めないかぎり、県は資料を隠そうとしていました。産廃行政での資料公開を強く求めます。

様式第3号(6(2))

廃棄物処理施設の設置(変更)に係る地元住民等の調整状況調書

平成7年5月15日

茨城県知事 橋本 昌 駿

住 所 水戸市堀町字新堤2618番地の1
 株式会社赤塚設備工業
 氏名 代表取締役 大谷繁夫
 連絡先 TEL 0292-51-4440

| 調 整 状 況 | |
|----------------|---|
| 周辺住民との調整 | 1 同意取得の対象者数 (300m以内 19戸 全限町3区 23戸 計42戸) 2 同意者数 (300m以内 19戸 全限町3区 23戸 計42戸) 3 不同意者数 (300m以内 0戸 全限町3区 0戸 計 0戸) <u>不同意の理由</u> [] |
| 隣接する土地の所有者との調整 | 1 隣接する土地の所有者数 (37) 人 2 同意者数 (37) 人 3 不同意者数 (0) 人 <u>不同意の理由</u> [] |
| 放流水路等管理者との調整 | 同意取得の有無 (有・無) 水路等管理者の住所、氏名 (全限区水路管理者 (水戸市全限町841 大津 政義)) |
| その他の調整 | 1 地元説明会 (有・無) 開催状況 3回開催 第1回: H6.7.9 当社竜ヶ崎処分場(現場視察含) 第2回: H6.7.16 " (") 第3回: H6.10.29 全限公民館 2 地区代表者との調整 <u>同意取得の有・無</u> 地区代表者住所、氏名 (全限区自治会長 (水戸市全限町841 大津 政義)) 3 その他 [] |
| ※ 調整内容の確認 | 1 同意書本証との照合 (適・否) 2 同意書の内容 (適・否) 確認者 市町村長 3 同意の範囲 (適・否) 水戸市長 岡田 [印] |

◎ 添付書類: 周辺住民、隣接する土地の所有者、水路等管理者、地区代表者の同意書写し
 (※印の欄、は事業者は記入しないこと。)

(注) 地元説明会の開催、地区代表者との調整等を行った場合は、その状況を「その他の調整」欄に記載すること。



田野川を歩く

高野 淳

4月22日、第1回裁判傍聴の興奮と拍子抜けの入り交じった気持ちで、弁護団の現地調査に同行。出発午後4時。案内をして下さる久野忠男さん等地元の方を含めて総勢20名弱。先ず、「新しいがた堰」の説明をきき、農業用水としての田野川を実感。コンクリート護岸されてはいても“ほたるの里”的願いをこめられた田野川沿いに歩く。周囲は見事な新緑で、やわらかい黄緑の濃淡とそれに色をそえる山桜。この静寂の中で自然の息吹を満喫できる贅沢さ。じゃじゃんぼ池を右手に進むと、その先には私の想像をはるかに越えた広大な水田が広がっていた。もし田野川が汚染したら、この田んぼや畠が直接その影響を受け、環境ホルモンが含まれていれば、水生の動物達も致命的な打撃を受けかねない。事の重大さが胸にせまる。

途中、大部新一郎さん宅にうかがい、今でも飲料水として使っている井戸水を皆で味わわせてもらう。この際の同行女性のおねだりに大部さんが快く掘って下さった竹の子。私も主婦のたくましさの恩恵に与り、新鮮な竹の子のやわらかさに舌鼓をうちました。

帰りにお寄りした大部幸一さんのお宅ではすっかりご馳走になり、楽しい交流の一時がもてました。

夕闇迫る中、今日触れた美しい自然、豊かな田畠を地元の人たちと一緒にになって、何としても守り抜く決意を新たにすると同時に、地元の皆さんとの暖かい心遣い（時間の都合で、今回は全隈地区まではいけませんでした

が、その私たちを駐車場で待っていて下さった島耕一さんのご厚意も含めて）に感謝しながら帰途につきました。

編集委員会からのお願い

いよいよ裁判が始まりました。産廃処分場建設差し止め裁判に是非勝利したいと思います。いのちの水を守るために是非皆さんのお力をおかしください。これからニュースを頻繁にお届けしたいと思います。つきましてはニュース発行の編集委員会に積極的にご参加下さい。どなたでも参加できます。またこのニュースの内容をまわりの方にお知らせ下さい。よろしくお願ひいたします。

6/3 第2回審尋 参加お願いします！

世話人会からのお願い

5/11 世話人会開く。裁判長宛署名を7/15第1次締め切りとし50,000名目標でおこなう事を決める。

- (1) **5月20日(水)12:00から街頭宣伝**
ダイエー前各団体またはどなたでも参加して下さい。お願ひいたします。
6:30～署名等送付等作業をします。
これもご協力お願ひいたします。
- (2) **5月25日（月）朝7:00船山駐車場集合 竜ヶ崎産廃施設現地調査**
- (3) **5/26 赤塚設備抗議行動**